２－２　交通体系・道路環境の取り組みプログラム

分野区分			基本的方向		基本方針		実施プログラム 前期（10ヶ年） 15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	後期（10ヶ年） 25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年
Ⅱ 交通体系・道路環境	1	交通体系	(1)	広域的な道路交通体系の整備	①	地域高規格道路である釧路中標津道路、道東縦貫道路の早期完成を関係機関に要請する。	●	→	→	→	→	→	→	→												
					②	国道・道道の幅員拡幅、線形改良、歩道の新設などの道路整備の促進や交通安全対策を推進する。	●	→	→	→	→	→	→	→												
					③	市街地と郊外を連絡する麻生ルルラン通及び多和平和線の整備を推進する。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
			(2)	円滑な市街地内交通体系の整備	①	駅前中央通を福祉幹線道路としてふさわしい、人にやさしく、景観性・環境に配慮した整備に向け関係機関に要請を行います。	●	→	→	→	→	→	→	→												
					②	開運橋の架け替えに向け、市街地の一部分としてふさわしく、人にやさしい機能と景観を備え、自然景観・公園景観を眺望できる機能を備えた橋の整備をする。	●	→	→	→	→	→	→	→												
					③	富士通（主要道道厚岸標茶線区間）を鉄東土地区画整理事業で整備する。また、町道新富1線区間は、鉄東土地区画整理事業の進捗にあわせて整備を進める。	●	→	→	→	→	→	→	→												
					④	東西ターミナル通及び平和通（東口交通広場）の整備の推進に努めます。	●	→	→	→	→															
					⑤	新栄南標茶通の都市計画道路の変更および整備を行う。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	2	道路環境	(1)	土地利用と連動した生活道路の整備と人にやさしい道路空間の整備	①	市街地の道路を計画的に整備する。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
					②	町道の中で老朽化した舗装済み路線の2次改修を行う。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
					③	街路を中心に市街地の歩行者動線のネットワーク化の検討及び計画的な歩道の整備を行う。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
					④	風連通の点検および整備に向け検討を行う。	●	→	→	→	→	→	→	→												
					⑤	高齢者や障害者に配慮した歩行スペースの確保や段差の解消、冬期間の歩道の除雪など、バリアフリー化を図る。	●	→	→	→	→	→	→	→												
			(2)	快適な交通施設の整備	①	駅前広場及びバスターミナルを交通の結節点として位置づけ、機能強化を図ります。	●	→	→	→	→	→	→	→												
					②	魅力ある道路環境をつくるために、沿道の花や街路樹の植栽など、美観と安全性に配慮した整備を進める。	●	→	→	→	→	→	→	→												
					③	美しいまちなみを創造するため、街路の緑化、統一性のあるデザインによる道路標識や案内板の設置などを推進する。	●	→	→	→	→	→	→	→												

２－３　公園緑地・都市緑化の取り組みプログラム

分野区分			基本的方向		基本方針		実施プログラム 前期（10ヶ年） 15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	後期（10ヶ年） 25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年
Ⅲ 公園緑地・都市緑化	1	公園・緑地	(1)	水と緑のネットワークづくり	①	旭防災公園（防災ステーションを含む）の整備と整合を図り、釧路川の親水性護岸の整備など自然体験の場として活用するための水辺の楽校プロジェクトを推進する。	●	→	→	→	→	→	→	→												
					②	2つの国立公園をはじめとする自然環境の保護・保全に努め、生態系の環境教育のフィールドとしての活用やエコツーリズムの推進を図る。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
					③	虹別オートキャンプ場の周辺環境に融合した、遊歩道の整備および民間施設を含めた体験施設を整備する。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
					④	東部国有林観察林、生活環境保全林や学校林などの公益的機能の充実を図り、住民にとって開かれた森林として保全と活用を図る。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
					⑤	平和地区に地区公園及び街区公園の整備を検討する。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
			(2)	利用ニーズに対応した公園・緑地の整備と適正な配置	①	鉄東土地区画整理事業のなかで街区公園・緑地を整備する。	●	→	→	→	→	→	→	→												
					②	既存公園の維持管理の徹底と、住民ニーズや少子・高齢社会に対応した配置見直し、再整備を計画的に進める。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
					③	防災ステーションの整備に合わせて、旭2号公園との整合を図り旭防災公園の整備を行う。	●	→	→	→	→	→	→	→												
					④	住民参加による整備・維持管理を行う。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	2	都市緑化	(1)	緑豊かな都市環境づくりと町民参加による緑化の推進	①	釧路川左岸の堤内の桜づつみ事業の推進を目指します。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
					②	都市計画区域周辺の森林の保全を図る。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
					③	住民参加による町花「コスモス」、町木「ナラ」の普及・活用に努める。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→